

国外転出時課税 コントロールタワー

回数	内 容	ページ
第1回	1. 国外転出時課税制度の概要 (1) 国外転出時課税 (2) 非居住者に贈与した場合の国外転出贈与時課税 (3) 非居住者が相続又は遺贈を受けた場合における 国外転出相続時課税 2. 対象資産の範囲及びその価額の算定方法 (1) 対象資産 (2) 対象資産の価額の算定方法 (3) 国外転出時課税における譲渡所得の計算 (4) 国外転出贈与時課税と贈与税の計算	P1 ~ P15
第2回	2. 対象資産の範囲及びその価額の算定方法 (5) 国外転出相続時課税と相続税の計算 3. 納税猶予制度 (1) 国外転出時課税の納税猶予制度 (2) 国外転出贈与時課税の納税猶予制度 (3) 国外転出相続時課税の納税猶予制度 4. 納税猶予期間中に対象資産を譲渡した場合等の取扱い (1) 納税猶予期間中に対象資産を譲渡した場合 (2) 納税猶予期間中に贈与対象資産を譲渡した場合 (3) 納税猶予期間中に相続対象資産を譲渡した場合 (4) 譲渡価額が出国時よりも下落していた場合 (5) 国外転出贈与時課税の留意点 (6) 国外転出相続時課税の留意点 (7) 外国税額が課税された場合 5. 本制度を適用した後に帰国した場合の取扱い (1) 5年以内に帰国した場合 (2) 納税猶予制度を適用していた場合 (3) 対象資産を居住者に贈与、相続、遺贈した場合 6. 申告手続き関係 (1) 申告納税手続きの流れ (2) 納税管理人の手続き (3) 確定申告書の作成方法 【記載例1】 ~ 【記載例6】	P15 ~ P111

■本テキストの内容及び関係法令書類につきましては、令和2年4月1日現在に確定している法令等に基づき作成しております。

目 次

1. 国外転出時課税制度の概要	1
(1) 国外転出時課税	1
(2) 非居住者に贈与した場合の国外転出贈与時課税	3
(3) 非居住者が相続又は遺贈を受けた場合における国外転出相続時課税	4
2. 対象資産の範囲及びその価額の算定方法	6
(1) 対象資産	6
(2) 対象資産の価額の算定方法	8
(3) 国外転出時課税における譲渡所得の計算	12
(4) 国外転出贈与時課税と贈与税の計算	13
(5) 国外転出相続時課税と相続税の計算	15
3. 納税猶予制度	17
(1) 国外転出時課税の納税猶予制度	17
(2) 国外転出贈与時課税の納税猶予制度	41
(3) 国外転出相続時課税の納税猶予制度	48
4. 納税猶予期間中に対象資産を譲渡した場合等の取扱い	53
(1) 納税猶予期間中に対象資産を譲渡した場合	53
(2) 納税猶予期間中に贈与対象資産を譲渡した場合	60
(3) 納税猶予期間中に相続対象資産を譲渡した場合	61
(4) 譲渡価額が出国時よりも下落していた場合	61
(5) 国外転出贈与時課税の留意点	63
(6) 国外転出相続時課税の留意点	64
(7) 外国税額が課税された場合	64
5. 本制度を適用した後に帰国した場合の取扱い	65
(1) 5年以内に帰国した場合	65
(2) 納税猶予制度を適用していた場合	66
(3) 対象資産を居住者に贈与、相続、遺贈した場合	67

6. 申告手続き関係 68

- (1) 申告納税手続きの流れ68
- (2) 納税管理人の手続き72
- (3) 確定申告書の作成方法72

【記載例 1】 73

【記載例 2】 80

【記載例 3】 86

【記載例 4】 95

【記載例 5】103

【記載例 6】109

講師プロフィール 112

■本テキストの内容及び関係法令書類につきましては、令和2年4月1日に確定している法令等に基づき作成しております。

1. 国外転出時課税制度の概要

(1) 国外転出時課税

① 制度の概要

平成 27 年度税制改正により、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」（以下「国外転出時課税」といいます。）が創設され、平成 27 年 7 月 1 日以後に国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます。）をする一定の居住者が 1 億円以上の有価証券等（以下「対象資産」といいます。）を所有している場合には、その対象資産の含み益に対して所得税（復興特別所得税を含む）が課税されることとなりました。

また、1 億円以上の有価証券等を所有している一定の居住者が非居住者である親族へ贈与、相続又は遺贈によりその対象資産の一部又は全部の移転があった場合には、贈与时又は相続時にその居住者が対象資産を譲渡したものとみなして、その含み益に対して所得税が課税されることとなりました。（以下「国外転出贈与时課税」又は「国外転出相続時課税」といいます。）

この国外転出時課税の対象となる者は、所得税の確定申告等の手続きを行う必要がありますが、一定の要件を満たした場合には、納税猶予制度や税額を減額するなどの措置（以下「減額措置等」といいます。）を受けることができます。

なお、減額措置等を受ける場合には、国外転出時までには納税管理人の届出書を所轄税務署に提出するなどの手続きが必要となります。

② 国外転出時課税の対象者

国外転出時において、以下の要件のいずれにも該当する居住者が、国外転出時課税の対象者となります。

イ 所有等している対象資産の価額の合計が 1 億円以上であること。

ロ 原則として国外転出をする日前 10 年以内において国内に 5 年を超えて住所又は居所を有していること。

(注) 国内在留期間の判定に当たっては、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格（外交、教授、芸術、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、短期滞在、留学等）で在留していた期間は、国内在留期間に含まないこととされています。

また、平成 27 年 6 月 30 日までに同法別表第二の上欄の在留資格（永住者、永住者の配偶者等、定住者等）で在留している期間がある場合は、その期間は国内在留期間に含まないこととされています。（以下(2)及び(3)も同様）

③ 減額措置等

一定の要件を満たした場合には、以下のような減額措置があります。

イ 国外転出の日から 5 年以内に帰国などした場合

帰国時まで引き続き所有等している対象資産について、国外転出時課税により課された税額を取り消すことができます。

ロ 納税猶予の特例の適用を受ける場合

納税猶予期間（5年又は10年）の満了日の翌日以後4か月を経過する日まで納税を猶予することができます。

ハ 納税猶予期間中に譲渡等した際の対象資産の譲渡価額が国外転出時の価額よりも下落している場合

譲渡した対象資産について、本制度により課された税額を減額できます。

ニ 納税猶予期間の満了日の対象資産の価額が国外転出時の価額よりも下落している場合

国外転出時から納税猶予期間の満了日まで引き続き所有等している対象資産について、国外転出時課税により課された税額を減額できます。

ホ 納税猶予期間中に対象資産を譲渡した際に外国税との二重課税が生じる場合

国外転出先の国で納付した外国所得税について、外国税額控除の適用を受けることができます。

④ 申告手続きの概要

この制度における確定申告の手続きについては、出国時までに納税管理人の届出を行ったか否かでその取扱いが異なります。

イ 国外転出時までに納税管理人の届出を行った場合

① 申告期限

国外転出をした年分の所得税の確定申告書の提出期限（翌年3月15日）となります。

② 譲渡価額

国外転出時の価額で譲渡したものとみなされます。

③ 納付等

上記①の申告期限までに納付することとなります。

なお、一定の場合には、納税猶予制度の適用を受けることができます。

ロ 国外転出時までに納税管理人の届出を行わなかった場合

① 申告期限

国外転出時までに申告（準確定申告）をしなければなりません。

② 譲渡価額

国外転出予定日から起算して3か月前の日の価額で譲渡したものとみなされます。なお、申告期限（国外転出時）後に申告する場合には、国外転出時の価額で譲渡したものとみなされま

③ 納付等

上記①の申告期限までに納付することとなります。

なお、納税管理人の届出を行わない場合には、納税猶予制度の適用は受けられません。

(2) 非居住者に贈与した場合における国外転出贈与時課税

① 制度の概要

平成 27 年度税制改正により、平成 27 年 7 月 1 日以後に 1 億円以上の有価証券等（以下「対象資産」といいます。）を所有している居住者が国外転出をする場合において、その対象資産の含み益に対して所得税が課税される国外転出時課税制度が創設されましたが、これと同様の効果があるものとして、1 億円以上の対象資産を所有している居住者が非居住者である親族へその対象資産の全部又は一部（以下「贈与対象資産」といいます。）を贈与した場合には、贈与時にその居住者が贈与対象資産を譲渡したものとみなして、その含み益に対して所得税が課税されることとなりました。（これを「国外転出贈与時課税制度」といいます。）

この規定により、国外転出贈与時課税の対象となる贈与者は、贈与対象資産の譲渡等があったものとみなして、事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算し、確定申告書を提出した上で所得税を納付する必要があります。

② 国外転出贈与時課税の対象者

国外に居住する親族等（非居住者）へ対象資産の全部又は一部の贈与をする居住者で、次のイ及びロのいずれにも該当する者が、国外転出贈与時課税の対象となります。

イ 贈与の時に所有等している対象資産の価額の合計額が 1 億円以上であること。

贈与者が所有しているすべての対象資産で判定することとし、贈与した資産の合計額ではありません。

ロ 原則として贈与の日前 10 年以内において、国内在住期間が 5 年を超えていること。

③ 減額措置等

一定の要件を満たした場合には、以下のような減額措置があります。

イ 贈与の日から 5 年以内に受贈者が帰国などした場合

帰国時まで引き続き受贈者が所有等している対象資産について、国外転出贈与時課税により課された税額を取り消すことができます。

ロ 納税猶予の特例の適用を受ける場合

納税猶予期間（5 年又は 10 年）の満了日の翌日以後 4 か月を経過する日まで納税を猶予することができます。

ハ 納税猶予期間中に譲渡等した際の対象資産の譲渡価額が贈与の時の価額よりも下落している場合

譲渡等した対象資産について、国外転出贈与時課税により課された税額を減額できます。

ニ 納税猶予期間の満了日の対象資産の価額が贈与の時の価額よりも下落している場合

贈与の日から納税猶予期間の満了日まで引き続き受贈者が所有等している対象資産について、国外転出贈与時課税により課された税額を減額できます。

④ 国外転出贈与時課税の申告手続き

非居住者へ贈与対象資産を贈与した贈与者が国外転出贈与時課税の申告を行う場合には、以下のような手続きとなります。

イ 申告期限

贈与をした日の属する年分の所得税の確定申告書の提出期限（翌年 3 月 15 日）までとなります。

ロ 譲渡価額

贈与時の価額で譲渡があったものとみなします。

ハ 納付等

上記イの申告期限までに納付することとなります。

なお、その年の各種所得に国外転出贈与時課税の適用による所得を含めて確定申告書の提出及び納付を行う必要があります。

また、一定の場合には、納税猶予制度の適用を受けることができます。

(3) 非居住者が相続又は遺贈を受けた場合における国外転出相続時課税

① 制度の概要

上記(2)と同様に、相続開始の時点で 1 億円以上の有価証券などの対象資産を所有等している居住者が死亡し、非居住者である相続人又は受遺者（以下「非居住者である相続人等」といいます。）がその相続又は遺贈により対象資産の全部又は一部（以下「相続対象資産」といいます。）を取得した場合には、その相続又は遺贈の時に取得した相続対象資産について譲渡等があったものとみなして、相続対象資産の含み益に対して被相続人に所得税が課税されることとなりました。（これを「国外転出相続時課税制度」といいます。）

この規定により、国外転出相続時課税の対象となる者（以下「適用被相続人等」といいます。）の相続人は、相続対象資産の譲渡等があったものとみなして、事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算し、適用被相続人等の準確定申告書を提出した上で所得税を納付する必要があります。

② 国外転出相続時課税の対象者

次のイ及びロのいずれにも該当する居住者が亡くなった場合に、その相続又は遺贈により非居住者である相続人等が相続対象資産を取得したときは、国外転出相続時課税の対象となります。

イ 相続開始の時に所有等している対象資産の価額の合計額が 1 億円以上であること。

被相続人が所有しているすべての対象資産で判定することとし、非居住者が相続した資産の合計額ではありません。

ロ 原則として相続開始の日前 10 年以内において、国内在住期間が 5 年を超えていること。

なお、限定承認により非居住者である相続人等が有価証券等を取得した場合には、国外転出相続時課税の適用はありませんが、所得税法第 59 条第 1 項第 1 号（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）の規定により相続開始の時の価額で譲渡等があったものとみなされ、所得税の課税対象となり、相続開始があったことを知った日の翌日から 4 か月以内に準確定申告及び納税をする必要があります。

③ 減額措置等

一定の要件を満たした場合には、以下のような減額措置があります。

イ 相続開始の日から5年以内に対象資産を取得した相続人又は受遺者の全員が帰国などした場合
帰国時まで相続人又は受遺者が引き続き所有等している対象資産について、国外転出相続時課税により課された税額を取り消すことができます。

ロ 納税猶予の特例の適用を受ける場合

納税猶予期間(5年又は10年)の満了日の翌日以後4か月を経過する日まで納税を猶予することができます。

なお、納税猶予の特例の適用を受けるためには、相続又は遺贈により対象資産を取得した非居住者である相続人又は受遺者の全員が、被相続人の準確定申告書の提出期限までに納税管理人の届出書を提出しなければなりません。

ハ 納税猶予期間中に譲渡等した際の対象資産の譲渡価額が相続開始の時の価額よりも下落している場合

譲渡等した対象資産について、国外転出相続時課税により課された税額を減額できます。

ニ 納税猶予期間の満了日の対象資産の価額が相続開始の時の価額よりも下落している場合

相続開始の日から納税猶予期間の満了日まで引き続き相続人又は受遺者が所有等している対象資産について、国外転出相続時課税により課された税額を減額できます。

④ 国外転出相続時課税の申告手続き

国外転出相続時課税の適用を受ける適用被相続人等の相続人が本制度の確定申告等を行う場合には、以下のような手続きとなります。

イ 申告期限

相続開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に行う必要があります。

ロ 譲渡価額

相続時の価額で譲渡があったものとみなします。

ハ 納付等

上記イの申告期限までに納付することとなります。

なお、その年の各種所得に国外転出相続時課税の適用による所得を含めて適用被相続人等の準確定申告書の提出及び納付を行う必要があります。

この国外転出相続時課税は、適用被相続人等が亡くなった場合に、適用被相続人等が相続対象資産を譲渡等したものとみなしますので、適用被相続人等の準確定申告は、その相続人がすることとなります。

また、一定の場合には、納税猶予制度の適用を受けることができます。